

○飯塚市福祉タクシー事業実施要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第26号

改正 H19-39、H24-218、H26-100

(目的)

第1条 この告示は、在宅の心身に重度の障がい者を有する者に対し、タクシー利用料金を一部助成することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図り、在宅福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 福祉タクシー利用券の交付対象者は、次条の規定による交付申請時において、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定により住民基本台帳に記録されている者であって、市民税非課税世帯に属する者のうち、次の各号のいずれかに該当する在宅のものをいう。

(1) 身体障がい者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている者で次のいずれかの障がい者を有するもの。

ア 総合等級の1級

イ 視覚障がいの単独等級による2級

ウ 下肢又は体幹障がいの単独等級による2級

エ 人工透析による治療を受けている者で、総合等級1級以外の者は医療機関が証明した者

(2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)により療育手帳の交付を受けている者のうち障がいの程度が「A」に該当する者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第45条第2項の規定により精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち障がいの等級が1級に該当する者

(H19-39全改、H24-218一改)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設又は病院に入所又は入院している者は、交付対象者から除くものとする。

(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第5号までに掲げる施設(通所施設を除く。)

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項に規定する指定医療機関

(3) 精神保健福祉法第19条の8第1項に規定する指定病院

3 市民税非課税世帯の決定は、申請が4月から6月である場合は前年度の課税状況を

基準とし、7月から3月である場合は当該年度の課税状況を基準とする。

(H19-39追加)

(申請)

第3条 福祉タクシー利用券の交付を受けようとする者は、福祉タクシー利用券交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(H19-39一改)

(利用券の交付)

第4条 市長は、交付を決定したときは、福祉タクシー利用券(様式第2号。以下「利用券」という。)を申請者に交付するものとする。

2 利用券の交付枚数は、月4枚とし、前条の規定による申請があった日の属する月から当該月の属する年度の末月までの分を一括して交付するものとする。

(H26-100一改)

3 前項の規定により交付した利用券は、いかなる理由があっても再交付しないものとする。

(H19-39全改)

(助成の額)

第5条 利用券1枚の助成額は、小型タクシーの初乗り時に係る運賃の額とする。

(使用)

第6条 利用券を使用できるタクシーは、市と協定を締結した嘉穂旅客自動車協同組合及び飯塚旅客自動車協同組合に加入している法人のタクシー並びに一般乗用旅客(福祉輸送事業限定)自動車運送事業の許可を受けたもので市が認めた事業者とする。

(H19-39全改、H24-218一改)

2 利用券を交付された者(以下「利用者」という。)がタクシーの1乗車につき使用できる利用券は1枚とし、その乗車の際には、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を乗務員に提示しなければならない。

(利用券の有効期限)

第7条 利用券の有効期限は、交付した年度の末日までとする。

(支払の方法)

第8条 利用券利用に係る費用は、嘉穂旅客自動車協同組合、飯塚旅客自動車協同組合又は一般乗用旅客(福祉輸送事業限定)自動車運送事業の許可を受けたもので市長が認めた事業者に一括して支払うものとする。

(H19-39全改、H24-218一改)

(譲渡又は貸与の禁止)

第9条 利用者は、利用券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(返還等)

第10条 利用者又はその扶養義務者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、利用券を速やかに市長に返還しなければならない。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 利用者が第2条の交付対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 利用券の有効期限が過ぎたとき。
- (4) その他利用券が不用となったとき。

2 市長は、虚偽の申請その他の行為による利用者又は前条の規定に違反した利用者に対し、未使用の利用券を返還させるとともに、使用済の利用券により生じた債務の全部又は一部を弁償させるものとする。

(H19-39一改)

(事業者)

第11条 一般乗用旅客(福祉輸送事業限定)自動車運送事業の許可を受けたもので福祉タクシー事業を希望するものはあらかじめ別紙事業実施申請書(様式第3号)を市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。

(H19-39追加、H24-218一改)

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(H19-39一改・繰下)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の飯塚市福祉タクシー事業実施要綱(昭和56年)、穂波町重度心身障害者タクシー利用券交付規則(平成3年穂波町規則第8号)又は潁田町重度身体障害者等タクシー乗車料金補助事業実施要綱(平成2年潁田町告示第11-2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年4月4日 告示第39号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市福祉タクシー事業実施要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成24年6月12日 告示第218号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市福祉タクシー事業実施要綱の規定は、平成24年6月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際、現に一般乗用旅客(患者等輸送事業)自動車運送業の許可を受けている者は、施行日に改正後の飯塚市福祉タクシー事業実施要綱の規定における一般乗用旅客(福祉輸送事業限定)自動車運送業の許可を受けている者とみなす。

附 則(平成26年4月1日 告示第100号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

(H19-39一改)

福祉タクシー利用券交付申請書					
					年 月 日
(あて先) 飯塚市長					
申請者					
住所 飯塚市					
氏 名 印					
電話番号 —					
飯塚市福祉タクシー事業実施要綱により福祉タクシー利用券を交付されたく申請します。					
身体障がい者手帳	福岡県号		第	交付年月日	年 月 日
	障がい名			障がい等級	の 級
療育手帳	福岡県号		第	交付年月日	年 月 日
精神障がい者保健福祉手帳		号		交付年月日	年 月 日
世帯員の状況	氏 名	続柄	生年月日	市民税額	備 考
同意に関する事項					
私上記の申請に伴い、私及び私の世帯に係る課税課備付けの課税台帳・申告書の閲覧及び所得税額調査を他官公署に依頼することに同意します。また、住民票についても閲覧することに同意します。					
氏 名 印					

※ 審査欄	在 宅 要 件	在宅・社会福祉施設・病院			該 当 ・ 非 該 当	
	障 が い 要 件	視覚・上肢・下肢・体幹・内部・透析・重複・療育・精神			該 当 ・ 非 該 当	
	世帯の課税要件	市民税非課税世帯・市民税課税世帯			該 当 ・ 非 該 当	
	総 合 判 定	該当・非該当	交付番号		交付枚数	枚

様式第2号(第4条関係)

(H19-39一改)

年度

No.

飯塚市福祉タクシー利用券

小型車

基本料金

利 用 年 月 日	年 月 日
氏 名	
タクシー会社名	
乗務員氏名	

<乗務員の方へ>

- ・からだの不自由な方ですのでよろしくお願いします。
- ・この利用券の提出があったときは、基本料金を差し引いた乗車料金を請求してください。

- ・飯塚旅客自動車協同組合
 - ・差し引いた基本料金は、
 - ・嘉穂旅客自動車協同組合
- を通じて請求してください。

○有効期限

年 月 日まで

○

飯

飯塚市長

飯塚市福祉タクシー事業実施申請書

年 月 日

(あて先) 飯塚市長

申請者

住 所 飯塚市

氏 名

印

電話番号 ー

飯塚市福祉タクシー事業実施要綱により福祉タクシー事業を実施したいので申請します。

記

1 福祉タクシー事業実施計画

(1) 事業開始希望日 年 月 日

(2) 車両台数 台

2 一般乗用旅客(患者等輸送事業)自動車運送事業許可書(写)

3 一般乗用旅客(患者等輸送限定)自動車運送事業の運賃及び料金設定認可書(写)

4 誓約書

